

静岡県立大学教授会規程

平成19年4月1日 規程第24号

改正 平成27年4月1日、令和3年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、本学に置く教授会の組織、所掌事項及び運営等について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 教授会は、教授をもって組織する。ただし、必要あるときは、准教授、専任の講師及び助教を加えることができる。

(所掌事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学部長及び副学部長候補者の選考に関する事項
 - (2) 講座、学科目及び授業科目の種類並びに編成に関する事項
 - (3) 教育・研究に関する施設の設置及び廃止に関する事項
 - (4) 学生の入学、休学、復学、転学、転学部・転学科、退学、除籍、卒業、学位の授与並びに表彰及び懲戒に関する事項
 - (5) 学部諸規程等の制定及び改廃に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要ものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(会議)

第4条 教授会の常例の会議は、学部長が招集する。ただし、学部長又は構成員の3分の1以上の要求があるときは、臨時に会議を開くことができる。

(議長)

第5条 議長は、学部長とする。

- 2 副学部長は、学部長に事故があるときはその職務を代理し、学部長が欠員のときはその職務を行う。

(会議の要件)

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(議事の成立)

第7条 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、教授会が特に重要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(構成員以外の者の出席)

第8条 教授会は、必要のある場合は、構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門委員会)

第9条 教授会における審議事項の計画及び実施に関し、必要に応じて、別に専門委員会を置くことができる。

(議事録の作成)

第10条 教授会は、議事録を作成する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営について必要な細則は、各学部教授会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。